

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 株式会社大島
法人番号 : 7300001006141
業者の住所 : 佐賀県鳥栖市養父町 3 8

2 指名停止の期間
令和 8 年 9 月 8 日～令和 8 年 10 月 19 日 (6 週間)

3 指名停止の措置対象地区
九州沖縄地区

4 事実概要

本件は、株式会社大島が、佐賀県内で請け負った建築一式工事において、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けないで建設業を営むものと、同法施行令第 1 条の 2 第 1 項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、建設業法第 28 条第 1 項第六号に該当すると
して、令和 8 年 7 月 17 日、建設業許可部局である九州地方整備局長から 7 日間の営業停止処分
を受けたものである。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停
止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負 契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げ る場合を除く。)。	当該認定をした日から 発生地区又は全地区を 対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 調達契約部 契約管理課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1(直通)